



第1節 安心して子育てできる

1 子育て支援・児童福祉

背景・前期計画の取り組み・経過

次代を担う子どもたちが、健やかに育っていくことは、親と地域全体の願いであり、家庭はもとより、市民・行政・企業・地域社会などが連携し支えていくことが重要です。

子どもを安心して生み育てる環境を整えるため、待機児童解消に向けた施設整備や保育料の軽減、子育て支援センターによる相談体制の充実などの取り組みを積極的に行い、全国的に高い評価を得ているところです。

今後も引き続き、「子育てをするなら松江で」を実感してもらえるよう「松江市次世代育成支援行動計画※」に基づき子育て支援施策の充実を図っていきます。



1

在家庭児童への対応

〔健康福祉部 前期計画P.79掲載〕

【課題】

- 育児ストレスや不安を感じる親が増加してきており、相談体制の充実を図るとともに家庭支援、仲間づくりなど安心して子育ての出来る環境を整えていく必要があります。

【施策の展開方針】

- 子育て支援センター事業の周知と充実を図ります。
- 訪問型子育てサポート事業*の定着化を図ります。
- ファミリーサポートセンター事業*の会員の増加を図ります。
- 要保護児童対策協議会の取り組みなどにより、児童虐待の防止に努めます。

【指標】

目標指標	参考値 H19	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
子育て支援センター及び各サテライトの利用状況(人) ()内子育て支援センター	88,733 (40,166)	105,191 (41,978)	→	100,000 (40,000)
訪問型子育てサポート事業利用状況(件)	1,240	868	↗	1,000
ファミリーサポートセンター*利用状況(件)	2,598	2,988	→	3,000

【主要事業】

- 子育て支援センター事業(交流、相談、子育てに関する情報提供など)
- 訪問型子育てサポート事業(訪問による家庭支援活動)
- ファミリーサポートセンター事業(会員相互による援助活動)



ファミリーサポート(援助活動)



子育て支援センター(あいあいのつどい)

用語の解説

次世代育成支援行動計画

国や自治体、企業が一体となり次代を担う子どもや、子どもを育てる過程を支援する取り組みのこと。本市では平成21年度(2009年度)に22年度(2010年度)から26年度(2014年度)までの計画を策定しています。

妊娠中や就学前児童を養育している家庭で支援を希望するとき、市が認定したホームソーターが自宅を訪問し、有償で支援を行う事業です。

仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスの利用希望者とサービスの担当手の双方を会員として登録し、地域の人材を活用した相互援助活動を展開されるよう支援する事業です。

一時的に子どもを預けたい人(おねがい会員)、預かる人(まかせて会員)などによる子育ての相互援助活動を行う会員制の組織です。

訪問型子育てサポート事業

ファミリーサポート事業

ファミリーサポートセンター

2

保育サービス等の充実

〔健康福祉部 前期計画P.79掲載〕

【課題】

- 子どもを取り巻く環境が変化し、子どもの健全な育成や家庭における子育てと仕事の両立のために子育て支援の必要性が高まっています。将来を担う子どもたちの健全な発育・発達において、家庭及び地域の果たす役割は大変重要なものとなります。今後は、家庭や地域が、それぞれの役割を十分担していくことが出来るよう支援をしていくとともに、待機児童の解消や多様化する保育ニーズに対応するための施策が必要となっています。

【施策の展開方針】

- 保育所については、入所希望児童が年々増加する状況を踏まえ、待機児童の解消を図ります。また多様なニーズに応えるため、延長保育を継続して実施するとともに、在家庭等の乳幼児を対象とする一時保育についても、その充実に努めます。
- 児童クラブ事業については、適正規模で安全に運営出来るように施設整備を進め、地域の実情に応じた運営に努めます。
- 幼稚園については、入園児の減少により、園の統合や幼保園の整備を進め、教育保育環境の充実を図ります。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
保育所待機児童数(人)	43	24	↖	0
特別保育事業(一時保育)(箇所)	31	37	↗	50

【主要事業】

- 市立保育所・児童クラブの施設整備事業
- 私立保育所施設整備事業補助事業
- 幼保一元化推進事業
- 保育料の軽減
- 乳幼児保育・教育サポート事業

園庭で元気よく遊ぶ子どもたち▶



3

就学前児童の教育・保育環境の充実

〔健康福祉部 前期計画P.79掲載〕

【課題】

- 幼稚園・保育所については、近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、乳幼児の健やかな成長を促すことが出来るよう、質の高い教育、保育の提供が求められています。

【施策の展開方針】

- 幼稚園、保育所職員の資質向上を図ります。
- 幼稚園、保育所職員の人事交流を促進し、相互の連携と質の向上を図ります。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
研修会の参加人数(人)	131	605	↗	1,000
研修会参加園の割合(%)	66	84	↗	100

【主要事業】

- 幼児教育充実事業



幼稚園・保育所職員の研修▶



第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

1 地域福祉の推進

背景・前期計画の取り組み・経過

社会環境の変化は地域社会とのつながりや、家族の絆をも弱め、様々な生活課題を抱える人々が増えてきています。前期では医療と介護の連携強化や認知症高齢者見守りネットワークの構築、またH20年には『災害時地域で見守り助け合い事業』の開始などで効果をあげてきました。今後は、多様化する地域の生活課題に対応するため、H23年6月に策定した「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げる4つの基本目標を中心に地域福祉推進の施策を積極的に行い、「住みやすさ日本一」の実現を目指します。



1

人づくり・地域づくりの推進

〔健康福祉部 P.81 参照〕

【課題】

- 複雑・多様化する地域の生活課題や福祉ニーズに対応するためには、地域リーダーやボランティアの育成などが必要です。また、地域の力となる自治会や企業、民間団体等との協働により、住みやすい地域づくりを進めていくことが必要です。

【施策の展開方針】

- 住民主体で見守りと支え合いができる地域づくりを進めます。
- 思いやりや感謝の心を持つるよう福祉教育やボランティア学習を推進します。
- 自治会への加入を促進し、公民館と連携を図りながら地域福祉の充実を目指します。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
福祉推進員*数(人)	1,431	1,517	→	1,530

【主要事業】

- 松江市地域福祉計画推進事業
(認知症サポーター養成講座の推進、なごやか寄り合い事業の推進など)
- ボランティアセンター運営事業



企業によるボランティア活動

2

福祉サービスが利用しやすい環境整備

〔健康福祉部 P.81 参照〕

【課題】

- 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために、必要な時に適切で、利用しやすい福祉サービスの提供が求められています。複雑・多様化する福祉ニーズに対応するため、利用者が安心して利用出来る環境整備が必要です。

【施策の展開方針】

- 利用しやすい福祉サービスのための効果的な情報提供と効率的な支援を行うために情報の共有化を図ります。
- 総合相談機能や権利擁護の取り組みの充実に努めます。
- 複雑・多様化する福祉ニーズに対応するため、関係団体と連携、協働し、利用者が安心して利用出来る環境を整備します。

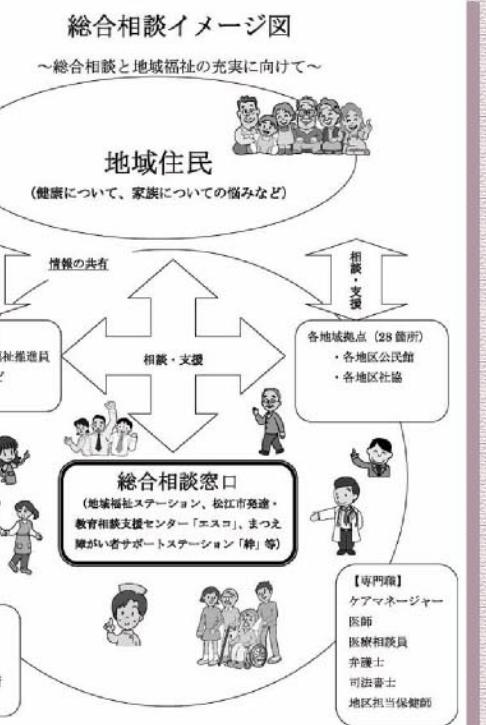
【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
市民後見人*養成数(人)	—	0	↗	8

【主要事業】

- (再掲) 松江市地域福祉計画推進事業(ケーブルテレビ網などの積極的な活用、地域包括支援センターなど相談窓口の機能強化など)
- 社会貢献型成年後見*人養成事業
(市民後見人等養成事業)

総合相談イメージ図 ▶



用語の解説

福祉推進員

福祉推進員は、各地区の社会福祉協議会から推薦され、松江市社会福祉協議会によって委嘱されています。民生児童委員などと協力し、地域での福祉ニーズの把握や地域での地域福祉活動推進の役割を担っています。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人などの候補者を指します。

成年後見(制度)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人について、家庭裁判所が選任した成年後見などが契約行為や財産管理等を行うことによって支援する制度です。



第4章 癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる [保健福祉]

第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

1 地域福祉の推進

3

要援護者の安全・安心の確保

〔健康福祉部
前期計画P.82
参照〕

【課題】

- 高齢者、障がい者の方など災害時要援護者に対する支援体制の充実が求められています。また、日頃から地域での見守り活動などにより「共助」による支援体制を早急に構築していくことが必要です。

【施策の展開方針】

- 高齢者、障がい者の方など災害時要援護者に対する支援体制の充実を図ります。
- 日頃の地域での見守り活動などによる支援体制を構築します。
- 高齢者、障がい者の方を含め、全ての人が安心して住み続けていける「住まい」の整備・充実を図ります。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
災害時要援護者登録者数(人)	—	8,702	↗	9,200

【主要事業】

- (再掲)松江市地域福祉計画推進事業
(自主防災組織の結成促進、緊急医療情報が活用出来る体制整備など)
- 要援護者支援推進事業(地区要援護者支援会議の設立・運営補助)
- 災害時地域で見守り・助け合い事業(災害時要援護者避難支援登録制度)



救急医療情報ケース

4

生活課題の解決

〔健康福祉部
前期計画P.82
参照〕

【課題】

- 少子高齢化※、核家族化など社会情勢の急激な変化により、地域の生活課題は、多様化・複雑化しています。また、孤独死※などの新しい生活課題についても、地域とともに解決に当たる取り組みが必要です。

【施策の展開方針】

- 地域福祉の担い手と福祉、医療等専門職との連携強化を図ります。
- 市職員も地域活動へ積極的に参加し、地域を盛り上げていきます。
- 孤独死※や引きこもりなど新しい生活課題についても、解決に向けた取り組みを検討します。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
地区要援護者支援会議設置数(地区)	—	5	↗	135

【主要事業】

- (再掲)松江市地域福祉計画推進事業
(看護師等医療人材の育成支援、市職員と市民が協働出来る仕組みづくりなど)
- (再掲)要援護者支援推進事業
(地区要援護者支援会議の設立・運営補助)



かんたん料理教室

用語の解説

災害時要援護者

一人暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らしている方、障がいのある方など災害が起きた時に手助けを必要とする人達のことです。

少子高齢化

人口構造が高齢化することで、総人口に占める高齢人口(65歳以上)の比率が高まる一方、年少人口の減少が同時に進んでおり、2つの現象を合わせて少子高齢化と呼びます。

孤独死

誰にも気づかれずに一人きりで死ぬこと。独居者が疾病等で助けを求めることがなく急死し、しばらくしてから見つかる場合などを言います。



第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

2 高齢者福祉の充実

背景・前期計画の取り組み・経過

高齢者が充実した生活を送るには健康づくりや社会参加、生きがいづくりなどが必要です。また、介護や支援が必要な高齢者が尊厳を持って生活出来るよう介護サービスの充実も必要です。

前期では、独居高齢者などが参加する『なごやか寄り合い事業』、介護予防を目的とする『まめなか?!チェック』や介護予防教室などを実施してきました。今後は、引き続き介護予防事業を推進するとともに、老人クラブなど高齢者の社会参加の促進に努め、高齢者が健康で生き甲斐を持って生活出来る環境を目指します。



I

社会参加と生きがいづくり

【前編】
前編
P
83
掲載

【課題】

- 独居や高齢者のみの世帯の増加により、家庭の中での役割や会話などが少くなり、高齢者の社会的役割が低下していくことが課題となります。高齢者が生きがいを持って生活し続けられるような環境づくりをしていくことが必要です。

【施策の展開方針】

- 高齢者が、生きがいを感じながら地域活動に積極的に参加出来る基盤として、老人クラブの活動を支援します。
- 高齢者に適した食生活や運動の普及をはじめとする健康管理及び健康づくりを推進します。
- シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労機会の拡大を図ります。
- 高齢者が外出する際の移動手段の支援を行います。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
老人クラブ加入者数(人)	13,989	13,804	↗	14,000
シルバー人材センター加入者数(人)	888	944	↗	1,200

【主要事業】

- 高齢者の生きがいと健康づくり(松江市老人クラブ連合会への支援)
- 高齢者の社会参加に対する支援((社)松江市シルバー人材センターへの支援)
- まめでおでかけバス事業
(70歳以上の市民の皆さんを利用する市内の路線バス及びコミュニティバス運賃の半額割引を試行実施)



高齢者スポーツ大会



襷の張り替え作業

2

介護予防の推進

【前編】
前編
P
84
掲載

【課題】

- 介護が必要な高齢者が増加しており、高齢者が要介護状態になることを防ぐことが課題となっています。運動機能、口腔機能、認知機能向上など、様々な生活機能の維持・向上を目指す介護予防事業の取り組みが必要です。

【施策の展開方針】

- 全ての高齢者が生涯にわたって、いきいきとした生活が送れるよう、介護予防や健康増進に向けた取り組みを進めます。
- 生活習慣病対策を進めるとともに、地域のボランティアなどの協力によるなごやか寄り合い事業等の実施により、運動習慣の確立及び閉じこもり予防の推進を図ります。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
通所型介護予防事業の参加者数(人)	—	212	↗	2,500
通所型介護予防事業の参加率(%)	—	0.4	↗	5.0
なごやか寄り合い事業を実施している自治会数(自治会)	—	429	↗	500
なごやか寄り合い事業の参加者数(人)	3,465	7,203	↗	8,500

【主要事業】

- 運動器の機能向上のための介護予防事業(運動機能向上プログラム・からだ元気塾)
- 口腔機能向上のための介護予防事業(口腔機能向上プログラム)
- 地域組織が主体となって行う介護予防事業の支援(なごやか寄り合い事業)
- (再掲)高齢者の生きがいと健康づくり(松江市老人クラブ連合会への支援)



なごやか寄り合い事業

用語の解説

なごやか寄り合い事業

地域住民の参加と協力を得ながら、閉じこもりがちになる高齢者などが、公民館や集会所などに集まって交流する事業です。

介護予防事業

要介護状態などにならないよう、予防を通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する事業です。



第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

2 高齢者福祉の充実

3

認知症対策の推進

〔健康福祉部
前記計画P.84
参照〕

【課題】

- 要介護認定*に至る主な原因疾患で認知症*が上位になるなど、認知症高齢者が増加し、介護が困難になることが課題となっています。認知症に対する知識の普及や、早期に対応出来る仕組みづくりが必要です。

【施策の展開方針】

- 認知症の方が住み慣れた地域でいつまでも尊厳を持って生活出来るよう、認知症に対する市民の理解を深めます。
- 認知症に早期に対応出来る仕組みづくりを進めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
認知症サポーター*数(人)	—	5,403	↗	20,000
認知機能向上のための介護予防事業参加者数(延べ数)(人)	—	(事業開始:H23年)	↗	1,000

【主要事業】

- 認知症早期対応事業
(もの忘れなどの診察、高齢者用集団認知検査、ご近所見守りチェックシートの活用など)
- 認知機能向上のための介護予防事業(認知機能向上プログラム)
- 認知症に関する周知啓発(認知症サポーター養成講座、講演会など)



認知症サポーター養成講座

4

介護サービス

〔健康福祉部
前記計画P.84
参照〕

【課題】

- 高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら安心して暮らすためには、介護サービスの量の確保と質の向上を図ることが必要です。

【施策の展開方針】

- 高齢者が出来る限り住み慣れた地域で生活を継続出来るよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービス*を推進していきます。
- 介護保険制度が持続可能な制度となるよう、事業計画に基づき適正な供給体制の整備に努めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
地域密着型サービス事業所の整備状況(事業所)	36	54	↗	77

*目標値は第5期事業計画におけるH26年度の予定数値。
H28年度の数値はH26年度に策定する第6期事業計画において設定する。

【主要事業】

- 地域密着型サービスの事業所指定・監督の実施
- 適正な介護給付の実施
- 日常圏域拠点型介護基盤整備事業



デイサービスのレクリエーション風景

用語の解説

要介護認定

介護や支援が必要な状態(要介護状態・要支援状態)にあるかどうか、要介護・要支援状態にあるとすればどの程度かの判定を行うことです。軽度な状態から要支援1.2、続いて要介護1から5までの7段階で判定されます。

認知症

何らかの「脳の病気」によって、記憶障害や見当識障害(時間や場所などがわからなくなる)、理解力の低下など、複数の認知障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことと言います。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に対して温かく見守る応援者のことで、「認知症サポーター養成講座」受講者を指します。

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など、認知症高齢者や要介護高齢者などが可能な限り住み慣れた地域での生活が継続出来るよう支援するサービスのことです。

第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

3 障がい者(児)福祉の充実

背景・前期計画の取り組み・経過

「障がい者制度改革のための基本的な方向について」(H22年6月29日閣議決定)により、現行の障がい者自立支援法は廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする「(仮称)障がい者総合福祉法」を平成24年度において制定し、H25年8月までの施行を目指すこととされており、障がい者(児)の方の支援に関する制度は根本から大きく変わろうとしています。



1

自立支援

前記
健康福祉部
P86
掲載

【課題】

- 障がい者自立支援法廃止後の(仮称)障がい者総合福祉法(以下「新法」という。)においては、現在は地域の実情に応じて提供しているサービスの多くが、全国共通の仕組みで提供される見込みです。
- 新法に対応するため、サービス提供事業所や相談支援事業所などについては、質・量ともに支援力の向上を図る必要があります。

【施策の展開方針】

- 障がい者自立支援法の自立支援給付事業であるホームヘルプ、ショートステイなどの介護給付事業や、就労支援、グループホームなどの訓練等給付事業、そして自立支援医療及び補装具費支給事業について、松江市障がい福祉計画の目標値達成に向けて事業展開します。
- 施設入所から地域生活への移行を推進します。
- 就労支援に特に重点を置いて、取り組みを強化します。
- 新法の目的、理念を踏まえ、また大幅な見直しとなるサービス体系の再編、利用者負担、支援決定の仕組みなどに対応し、利用者に混乱なく、スムーズに制度移行出来るよう、各種手続きを含めた事前準備を進めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
就労移行支援*利用者数(人)	—	56	↗	70
就労継続支援(A型)*利用者数(人)	5	49	↗	100
就労継続支援(B型)*利用者数(人)	36	361	↗	540
グループホーム等利用者数(人)	89	174	↗	270

*新法施行時点で、事業形態の変更により、目標指標の見直しを行う。

【主要事業】

- 自立支援事業
(施設や在宅で介護や訓練などを行う全国一律の事業)



就労継続支援(A型)事業所
障がい者の方の訓練状況▶

2

地域生活支援

前記
健康福祉部
P87
掲載

【課題】

- (仮称)障がい者総合福祉法(以下「新法」という。)においても、市町村の独自事業の位置付けは重要であり、サービス提供事業者などの支援力向上と地域の実情にあった制度とする必要があります。
- 障がい者が、どこで誰と生活し、どのような分野で社会参加を希望するか、選択の機会を確保し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な支援施策を展開することが求められます。

【施策の展開方針】

- 地域生活支援事業である相談支援*、コミュニケーション支援*、日常生活用具給付*、移動支援*、地域活動支援センター*などを充実するとともに、市独自の就労支援を推進していきます。
- 従来の法定給付(自立支援)と市町村裁量のある独自事業(地域生活支援事業)の区分は、全国共通の支援と市町村独自支援となり、大幅な見直しがなされることとなっています。
- H23年7月に開設した「障がい者サポートステーション絆(サポート絆)」を拠点とし、関連機関との連携を密にして相談支援のさらなる充実を図ります。
- 新法における市町村独自事業については、地域の実情を勘案し、松江市障がい者自立支援協議会からの意見もいただきながら、利用者ニーズに対応出来る柔軟な制度としていきます。
- 障がい者が地域で安心して暮らし、いきいきと働くことが出来るように、市民理解の促進と交流の場の拡充を図ります。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
相談支援件数(件)	—	20,179	↗	21,420
コミュニケーション支援利用(派遣)件数(件)	433	629	↗	900
日常生活用具給付件数(件)	—	185	↗	225
移動支援利用者数(人)	—	205	↗	300
地域活動支援センター数(箇所)	12	6	→	7
インターンシップ*利用者数(人)	—	18	↗	40
サポート絆における相談支援件数(件)	—	(H23.7.1開設)	↗	7,800

*新法施行時点で、事業形態の変更により、目標指標の見直しを行う。

【主要事業】

- 地域生活支援事業
(施設や在宅で介護や訓練、また相談支援等を行う市町村裁量のある事業)
- 障がい者雇用助成金制度
- 障がい者(児)通勤通学等交通費助成事業



サポート絆 相談の状況▶

用語の解説

- 就労移行支援** 一般就労に必要な知識、能力を向上させるため、事業所において訓練や生産活動を行う事業です。
- 就労継続支援(A型)** 働きながら就労訓練を行うため、事業所において雇用契約を結んで訓練や生産活動を行う事業です。
- 就労継続支援(B型)** 働きながら就労訓練を行うため、事業所において雇用契約を結ばずに訓練や生産活動を行う事業です。
- 相談支援** 障がい特性や家庭環境を考慮し、生活するために必要となるサービスや制度利用を支援する事業です。
- コミュニケーション支援** 円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
- 日常生活用具給付** 日常生活が円滑に行えるように、障がいの種類や程度に応じて必要となる用具を給付する事業です。
- 移動支援** 屋外での移動が困難な方に、余暇活動や社会生活上必要な外出時における移動を支援する事業です。
- 地域活動支援センター** 日中の生活を支援するため、創作活動や生産活動の場を提供する事業です。
- インターンシップ** 障がい者の方の働くきっかけ、企業の雇用きっかけを支援するために行う短期の職場実習のことです。



第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

4 社会保障の充実

背景・前期計画の取り組み・経過

市民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットとして、各種の社会保障制度が整備されていますが、高齢化や経済環境の変化に伴い、その維持が困難になってきています。

前期では、「広報活動や保健予防事業による医療費の削減」「保険料未納防止による公平な負担」「生活保護者への就労支援」を行ってきました。今後は、国の動きを見極め、支出の削減と公平な負担を求める各種施策の強化を図ります。



1

国民健康保険

〔前市民部〕
〔前期計画P
89掲載〕

【課題】

- 国民健康保険は、近年の急速な医療の高度化と高齢化の結果、医療費の伸びが著しい一方で、被保険者の所得水準が低下していることから、厳しい財政状況にあります。現状のままでは、安定的な制度の維持運営は困難となっており、抜本的な制度の改正が必要となっています。

【施策の展開方針】

- 保険財政の安定化に向け、レセプト点検、医療費通知の送付及びジェネリック医薬品の普及促進などにより医療費の適正化を図ります。
- 保険料の収納率向上対策を実施します。
- 市民の健康管理の意識高揚のため、人間ドックなどの助成を行います。
- 関係機関などと連携し、生活習慣病対策に重点をおいた特定健康診査・特定健康保健指導などの保健事業を推進します。
- 国民皆保険を支える国民健康保険制度が国の責任において安定的に運営されるよう、国に対して強く要望します。

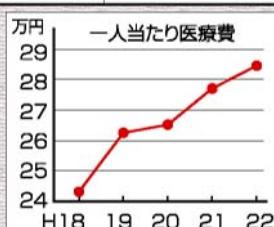
【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
一人当たり医療費（保険給付費）(円)	242,322	285,996	↖	313,775 *
保険料収納率(%)	93.27	93.04	↗	93.50

*過去の実績に基づく推計値に対して、10%の削減を目指す。

【主要事業】

- 医療費の適正化
- 特定健診・特定保健指導、人間ドックなどの助成
- 保険料収納対策



2

国民年金

〔市民部〕
〔前期計画P
89掲載〕

【課題】

- 雇用形態の変化や少子高齢化により、年金の財源確保が困難になってきています。
- 年金保険料の未納が増加しており、将来の低年金、無年金につながる恐れがあります。
- 年金制度が一元化されていないため、制度間格差や手続きの複雑化を招いています。

【施策の展開方針】

- 年金制度に対する市民の理解と認識を深めるため、広報活動を積極的に展開します。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
保険料収納率(%)	75.71	67.33	→	67.00

【主要事業】

- 市報、ホームページ掲載

3

後期高齢者医療制度

〔市民部〕
〔前期計画P
89掲載〕

【課題】

- 後期高齢者医療制度は、H20年4月に、公平な費用負担と安定した医療の確保を目的に創設され、高齢者医療保険制度として安定してきていますが、将来的には国民健康保険の広域化に合わせて、統合する方向で検討されています。

【施策の展開方針】

- 制度改革などに当たっては、後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者が制度についての理解と認識を深められるよう、きめ細やかに対応します。
- 後期高齢者医療制度の安定的な財政運営をするために、高齢者の個々の状況に配慮した対応に努め、保険料の収納率を維持していきます。
- 医療費適正化を推進するため、後期高齢者医療広域連合と一緒に、関係機関と連携し生活習慣病の原因に着目した健診、保健指導を行います。

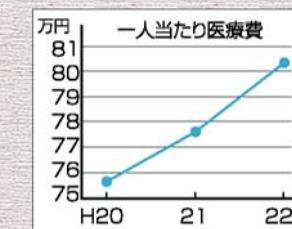
【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
一人当たり医療費（保険給付費）(円)	—	803,957	↖	908,361 *
保険料収納率(%)	—	99.5	→	99.7

*過去の実績に基づく推計値に対して、2%の削減を目指す。

【主要事業】

- 市報掲載
- 保険料収納対策



4

生活保護

〔健保福祉部〕
〔前期計画P
89掲載〕

【課題】

- リーマン・ショック以降、派遣切れなどで失職する非正規労働者や解雇・倒産などで生活困窮に陥った人の申請が増加し、その結果、被保護世帯は急増し、過去最高の保護率を更新しています。若年層の申請が増加しており、リーマン・ショック以降の保護人員の増加を年代別に見ると、20代の増加率が最も多く、次いで40代となっています。こうしたことから、まず生活保護となった場合は、早期の段階で集中的に就労支援が実施出来る体制強化が必要です。

【施策の展開方針】

- 客観的な稼働能力及び適性職種の判定を行い、ハローワークとの連携を強化するなど、就労の促進を図ります。
- 生活福祉資金貸付制度を利用し、居住用資産の有効活用を図ります。
- 精神科病院に長期入院している人の社会復帰に向けて支援します。
- 独居高齢者世帯の見守りについて、関係機関と連携し生活支援します。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
生活保護受給者の自立者数(人)	30	69	↗	100

【主要事業】

- 経済的な自立支援体制の強化
(早期の段階で集中的に就労支援が出来る支援体制及びハローワークとの連携など)
- 社会的な自立の再構築
(ボランティア活動や短時間就労などへの参加を推進)

第3節 健康に生活できる

1 健康づくり

背景・前期計画の取り組み・経過

乳幼児から高齢者まで、全世代が健康に過ごせる状況が必要です。

前期では、地域担当保健師が母子への戸別訪問により、相談、悩み事を聞き、現役・高齢者の皆さんのがん検診などの予防に努め、地域や企業での健康推進活動に努めてきました。また、感染症対策で保健所と連携し、市民の皆さんへの広報で効果を上げています。今後は、健康推進や感染症情報の提供とともに、子どもが健康に育ち生涯現役で過ごせるように、施策の展開を図ります。



1

母子の健康

〔健康福祉部
前期計画P.90掲載〕

【課題】

- 低体重出生児が毎年出生数の約1割を占めています。また、育児不安を抱える母親や支援を要する家庭が増加傾向にあり、相談も増えています。核家族化、コミュニティーの希薄化や母親の健康状況が関係していると考えられます。
- 虫歯の罹患率も減少していないため、歯科対策のさらなる充実が必要です。

【施策の展開方針】

- 未熟児・新生児及び乳幼児の家庭訪問指導を充実します。
- 乳幼児健診及び発達健康相談の他に5歳児健診を実施し充実します。
- 乳幼児の健康相談を充実します。
- 1歳6か月児健診・3歳児健診時に虫歯予防を推進します。
- 健康教室(食育・虫歯予防・妊婦教室など)・母子保健推進員事業*を推進します。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
1歳6か月児健診受診率(%)	92.1	93.4	↗	98.0
3歳児健診受診率(%)	89.2	98.6	↗	98.0
3歳児の虫歯罹患率*(%)	26.1 ※H19年数値	23.2	↘	20.0
委嘱助産師・保健師の訪問率(%)	88.0 ※H20年数値	92.0	↗	100

【主要事業】

- 乳幼児健診事業
- 発達健康相談
- 5歳児健診
- 1歳6か月児健診・3歳児健診時の歯科保健指導
- 歯育・食育講座(離乳食教室・親子すくすく食育講座)



親子すくすく食育講座



3歳児健診(診察風景)

2

成人・高齢者の健康

〔健康福祉部
前期計画P.91掲載〕

【課題】

- がん検診などの受診率が他都市に比べて低く、また、健康診査を受けた後に行う健康教室などへの参加が少ない状況です。

【施策の展開方針】

- 健康診査(一般、松江市国保特定、後期高齢者)・がん検診(胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、前立腺がん)の受診率向上を図ります。
- 成人・高齢者が、日常的に運動などの健康づくりを行うよう、健康診査の後に行う保健指導(生活指導)の充実を図ります。
- 健康教室を開催するなど、がん予防対策・生活習慣病予防・メンタルヘルス対策を進めます。
- 認知症予防などの高齢者の健康づくりを進めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
国民健康保険特定健康診査受診率(%)	—	39.0	↗	65.0 ※H24までの国の目標値
国民健康保険特定保健指導利用率(%)	—	33.0	↗	45.0 ※H24までの国の目標値
後期高齢者健康診査受診率(%)	—	41.0	↗	50.0
肺がん検診受診者数(人)	—	12,353	↗	32,000
胃がん検診受診者数(人)	—	2,446	↗	7,100

【主要事業】

- 各種がん検診、健康教育
(ヘルシー21講座、健康教室OB会、なごやか寄り合いなど)



がん検診車

用語の解説

母子保健推進員事業

地域に設置している母子保健推進員が市の母子保健事業や公民館の子育てに関する活動に積極的に参加し、地域で孤立した親子がいなくなるよう側面的支援をする事業です。

虫歯罹患率

健診受診者の内、虫歯になっている児の割合です。



第4章 癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる [保健福祉]

第3節 健康に生活できる

1 健康づくり

3

市民参加による地域の取り組み

〔前期計画P.92掲載〕

【課題】

- 市民の皆さんのが生涯現役でありたいという願いを基に市民参画で健康まつえ21計画*を策定しました。計画を推進するため、各地区に推進隊を結成し、地区状況に応じた健康づくりを実施していますが、推進隊活動がさらに広がる仕組みを作る必要があります。

【施策の展開方針】

- 生涯現役を目指す健康まつえ21計画を推進します。
- 各地区的健康まつえ21推進隊とヘルスボランティア協議会*所属の団体が協働し、市民の皆さんのが健康づくりを推進します。
- 「個人」「地域」「事業所」での健康づくりの実践活動に対し支援をする健康づくり支援事業を展開します。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
ヘルスボランティアの数(人)	321	533	↗	600
適切な食事内容・量を摂っている人の割合(%)	77.1	70.1 (東出雲町を含まない)	↗	80.0
30分以上の運動を週1回実施している人の割合(%)	35.6	33.2 (東出雲町を含まない)	↗	50.0
健康づくりカード事業目標達成者数(人)	—	— (事業開始H23年度)	↗	5,000
健康づくり推進モデル事業所指定数(事業所)	—	— (事業開始H23年度)	↗	20 (累計指定数60)
保健協力員認定者数(人)	—	113	↗	120 (累計指定数840)

【主要事業】

- 健康まつえ21計画推進事業
(健康まつえ21推進隊の活動支援、食分野に関する部会活動支援)
- ヘルスボランティア協議会活動推進事業
(地域での活動拡充のための支援、会員の資質向上活動などへの支援)



4

感染症対策

〔前期計画P.92掲載〕

【課題】

- 鳥インフルエンザ*など新たな感染症の出現や動物由来の感染症*などが増加しており、蔓延防止のためには、市民への的確な情報提供が必要です。

【施策の展開方針】

- 「島根県感染症予防計画」に基づき、感染症の発生予防及び蔓延防止のための正しい知識の普及に努めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
高齢者インフルエンザワクチン接種率(%)	53.3	59.9	↗	60.0
BCG予防接種率(%)	95.9	99.8	↗	100

【主要事業】

- 予防接種事業
- 新型インフルエンザ予防対策(正しい情報の提供と、手洗いなどの予防策の周知)



用語の解説

健康まつえ21計画

ヘルスボランティア協議会

鳥インフルエンザ

感染症

市民一人一人が豊かな生活を送りたいという願いを実現するため、市民・地域・行政が協働して課題を解決することにより、健康の維持向上を図り「生涯現役」を目指す計画のことです。

市民の皆さんのが健康増進や疾病予防を積極的に推進している6団体(生命の貯蓄体操、カラコロ体操まつえ、高齢者体操まつえサン・クラブ、食生活改善推進協議会、母子保健推進員協議会、松江太極拳協会)が相互の活動を理解し連携し合うことで、活動が広がることを目的に、H23年4月に発足しました。

鶏など、家禽(かきん)を含む鳥類に感染するインフルエンザの総称です。近年、海外では鳥から人への感染例が報告されています。

病原体が人や動物の体内に侵入し、発育または増殖して起こる病気のことです。



第3節 健康に生活できる

2 医療体制の充実

背景・前期計画の取り組み・経過

医療体制の充実は安心して日常生活を送るために極めて重要な要件です。

本市では地域医療はホームドクターと、また、大きな病気は市立病院などの救急告示病院※と連携を図っています。市立病院との連携は、開業医・医療関係者などの勉強会を開催し、疾患の治療方針の共通化を図ってきました。また、就学前から小学校3年生までの医療費の無料化を始めました。今後は、医療体制のスムーズな構築と高度医療の充実を目指します。



1 地域医療体制の充実

【課題】

- 市内全域としては医療機関、医師及び医療従事者数は充足していますが、身近な場所に医療機関がない地域もあります。
- 地域の診療所と総合病院などの役割分担が進められる中、日常の健康管理や初期救急については、身近な地域での「かかりつけ医」を持つよう啓発していく必要があります。

【施策の展開方針】

- 「かかりつけ医」を持つよう啓発していきます。
- 身近な地域での医療の確保に努めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
かかりつけ医を持つ割合(65歳以上) (%)	68.6 (H19年数値)	78.0	↗	80.0
診療所数(施設)	303	291	→	291
病院数(施設)	15	12	→	12

【主要事業】

- 地域がん診療連携拠点病院※機能の充実・強化

島根県内の拠点病院の位置

「かかりつけ医」との健康相談

（健康福祉部）
P.93掲載

2 救急医療体制の充実

〔健康福祉部〕
P.94掲載

【課題】

●救急医療は、市立病院をはじめとする6つの救急告示病院があり、そのうち松江赤十字病院は三次医療※(救命救急センター)も担っています。市立病院では常時小児科医を配置するなど、小児救急医療の充実を図っていますが、いわゆるコンビニ受診が多く、本来の救急医療に支障を来たす場合があります。

【施策の展開方針】

- 初期救急医療については、かかりつけ医で受診するように啓発します。
- 小児救急医療については、小児科医による救急医療体制の充実を図ります。
- 島根県や保健所と連携し、松江市の救急医療体制の充実を図ります。

【指標】

【主要事業】

- 救急医療体制の整備(松江圏救急医療対策協議会による病院への施設整備補助など)
- 小児救急医療体制整備事業



診察の様子

用語の解説

救急告示病院

地域がん診療連携拠点病院

三次医療

救急医療に対応出来る県が認定・告示した病院(松江市立病院、松江生協病院、松江記念病院、松江赤十字病院、玉造厚生年金病院)のことです。

がん診療の推進を図るため、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、がんに関する診療体制、研修体制、情報提供体制に関し一定の要件を満たす病院について、都道府県知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が指定するもの(松江市立病院、松江赤十字病院)を指します。

先進的な技術などによる診断、治療を行うもの(救命救急センター)を言います。

第3節 健康に生活できる

2 医療体制の充実

3

松江市立病院との連携

〔市立病院〕
〔前期計画P
94掲載〕

【課題】

- 松江市立病院は、急性期医療、リハビリテーション機能のほか、地域がん診療連携拠点病院としての機能を有しています。この機能を十分に活かすため、地域の開業医や協力病院、福祉施設との連携を強化する必要があります。

【施策の展開方針】

- 急性期医療機能を活かし、地域の開業医、他の病院及び福祉施設との連携を図ります。
- 高度・先進医療技術の習得に努めます。
- がん医療について5大がん連携パスの推進などをはじめ病診、病病連携を図ります。
- がん治療専門医などの育成に努めます。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
紹介率(%)	30.5	41.6	↗	60.0
逆紹介率(%)	16.0	22.0	↗	30.0

- 病病、病診、病福連携の推進
- 地域がん診療連携拠点病院の充実



松江市立病院

4

医療費助成の継続

〔健康福祉部
〔前期計画P
94掲載〕

【課題】

- 子ども、障がい者、ひとり親、不妊治療受診者の経済的負担軽減のため、医療費助成を継続していく必要があります。

【施策の展開方針】

- 子ども、障がい者、ひとり親、不妊治療受診者が安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担額の軽減を図ります。

【指標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H28
福祉医療*受給者数(人)	7,453	8,544	→	8,544
子ども医療受給者数(人)	11,600	18,030	↗	22,760

【主要事業】

- 子ども医療費助成*

用語
の
解説

福祉医療

重度の身体・知的障がい者、ひとり親家庭などを対象とする医療費助成制度です。

子ども医療費助成

子ども(0歳から小学6年生)の医療費(通院、入院、薬局代)を無料とする制度です。